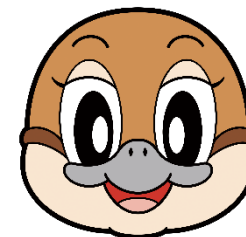


令和6年度第1回 大阪府権利擁護支援体制推進分科会

参考資料

令和7年3月25日
大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



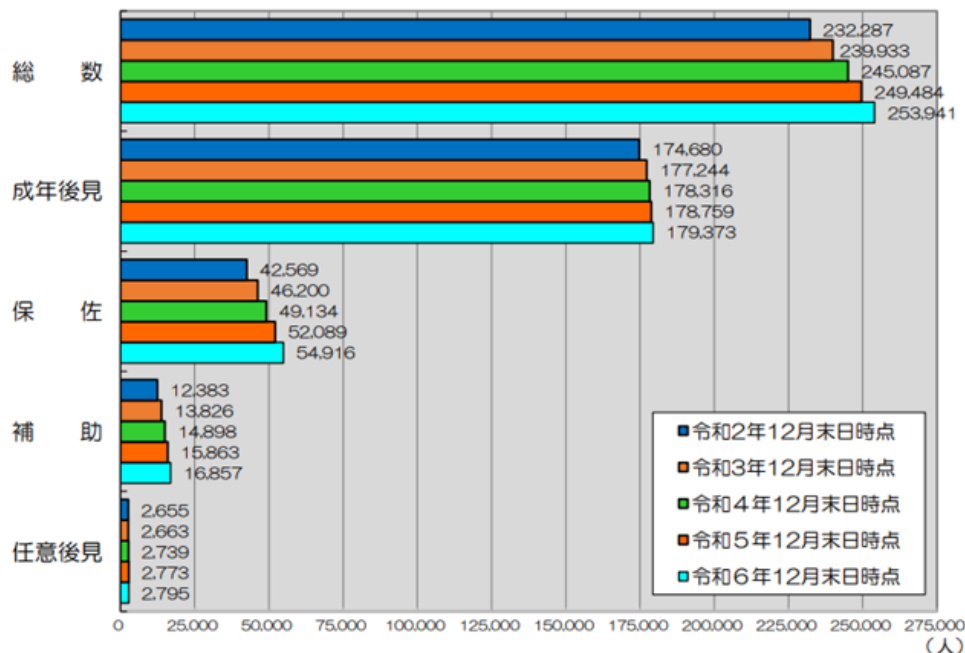
参考1	全国の成年後見制度利用状況	・・・1
参考2	大阪府の市民後見人	・・・3
参考3	大阪府ホームページ（市町村の成年後見制度相談窓口）	・・・6
参考4	府内市町村への調査結果（市町村長申立における親族調査等の実施状況）	・・・7
参考5	おおさか希望大使のお話	・・・8
参考6	府内市町村への調査結果（市民後見人養成支援事業を実施しない理由）	・・・9
参考7	大阪府ホームページ（市町村の成年後見制度相談窓口）	・・・10
参考8	府内市町村への調査（市民後見人の活躍支援策）	・・・11
参考9	大阪府法人後見支援事業	・・・13



参考1 全国の成年後見制度利用状況

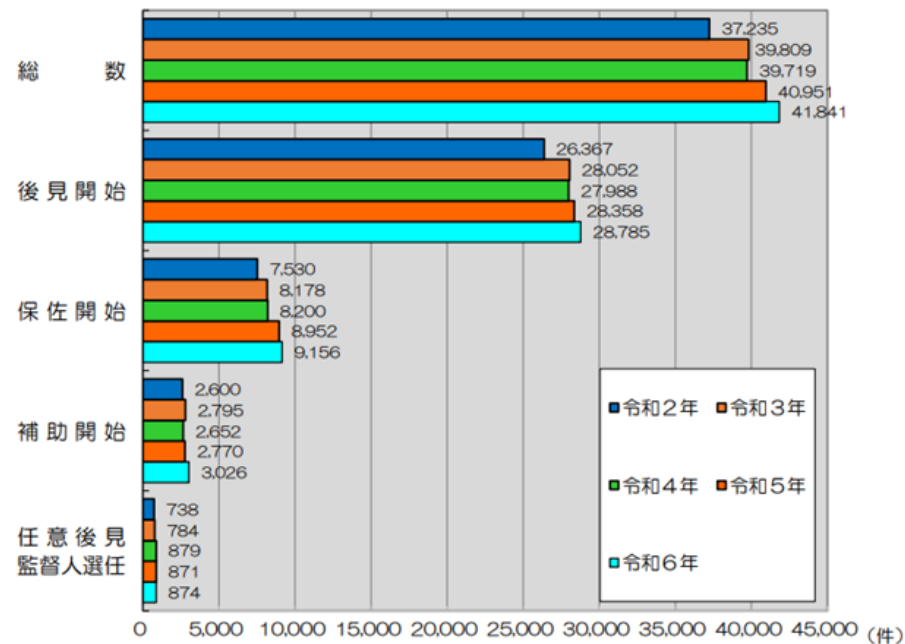
○令和6年1月～12月の成年後見制度の利用者数は253,941人、申立件数は41,841件と、年々増加している。

(資料1-1) 成年後見制度の利用者数の推移



(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

(資料1) 過去5年における申立件数の推移



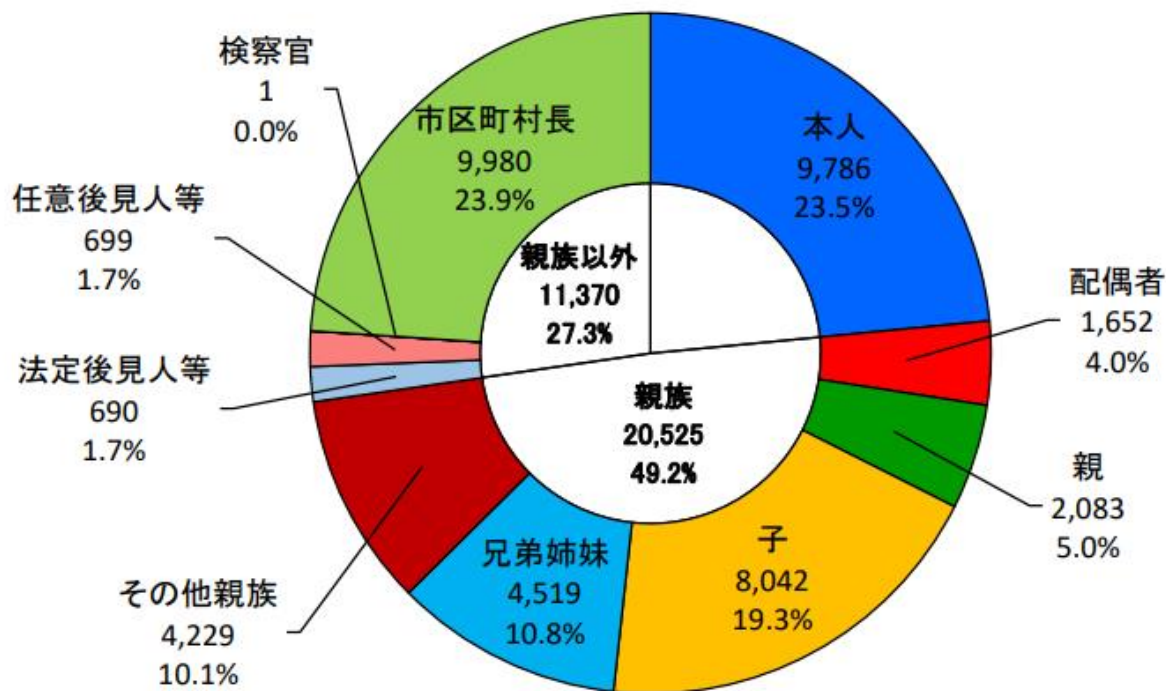
(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。



参考1 全国の成年後見制度利用状況

○申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.9%を占め、次いで本人（約23.5%）、本人の子（約19.3%）の順となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（41,681件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（41,620件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。



○都道府県交流会において、大阪府の市民後見人について取組報告を行った。

市民後見人の活動は各地域で異なり、大阪では「単独受任」「監督人なし」「無報酬」となっている。

(1) 大阪府における市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、**市民としての特性を活かした後見活動**を地域における**第三者後見人の立場**で展開する権利擁護の担い手のこと。

出典) 元大阪市立大学大学院教授 岩間信之著「『市民後見人』とはなにか-権利擁護と地域福祉の新たな担い手」
「社会福祉研究」第113号、鉄道弘済会、2012年

大阪では…



※後見事務費（交通費・通信費・事務費等）は被後見人の財産から支弁する

出典) 大阪府社会福祉協議会作成資料より抜粋

参考

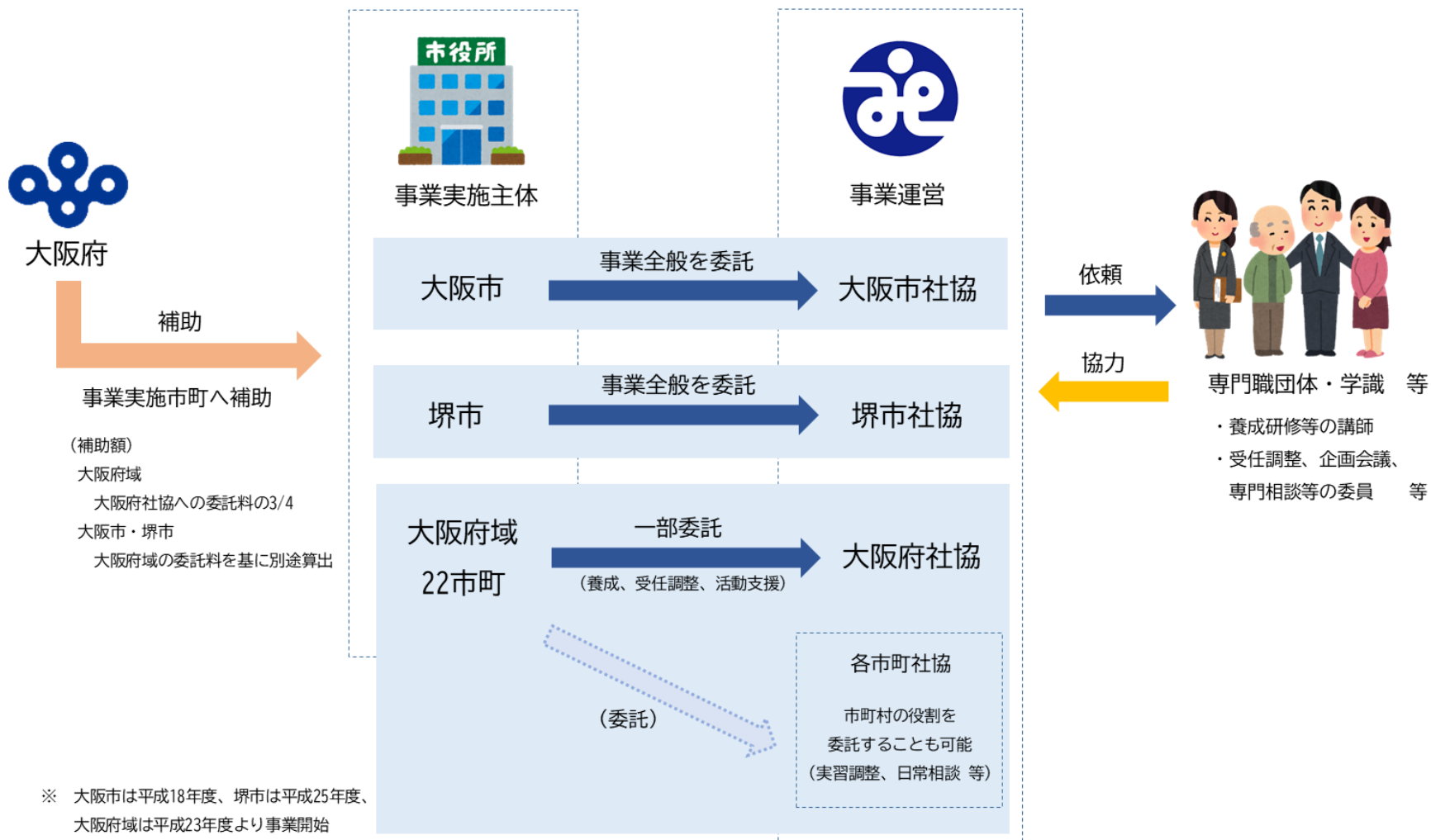
市民後見人相当案件基準（大阪府域受任調整会議用個人記録様式より）

- ☐ 本人の現在の居所は市民後見人養成・活動支援事業実施市町村内である。
- ☐ 成年後見類型である。
- ☐ 虐待や権利侵害、親族間の係争はない、又は解決済み。
- ☐ 訴訟、交通事故の示談等喫緊の解決すべき事案がない、又は解決済み。
- ☐ 不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない、又は解決済み。
- ☐ 月ごとの収支状況が2,000円以上の黒字である。
又は2,000円未満の黒字若しくは赤字であるものの相当額の預金があり後見事務費が自弁できる。
- ☐ 保有資産の総額は1,200万円以下である。
- ☐ 負債はない、又はあるものの整理され返済できる目途がたっている。
- ☐ 当面、居所を変更する予定、必要性がない。
- ☐ 本人に自虐や他害の行為はない。
- ☐ 障がいや疾病等により、対人関係構築に高度なスキルを必要としない。
- ☐ 親族等身寄りがおらず又はいるが関わりが減り、本人に会いに来る者がほとんどいない。



(2) 市民後見人養成・活動支援事業のしくみ

府内同一理念、基準、手法によるオール大阪体制





(3) 事業を通じて感じる市民後見人のよさ、周囲への影響

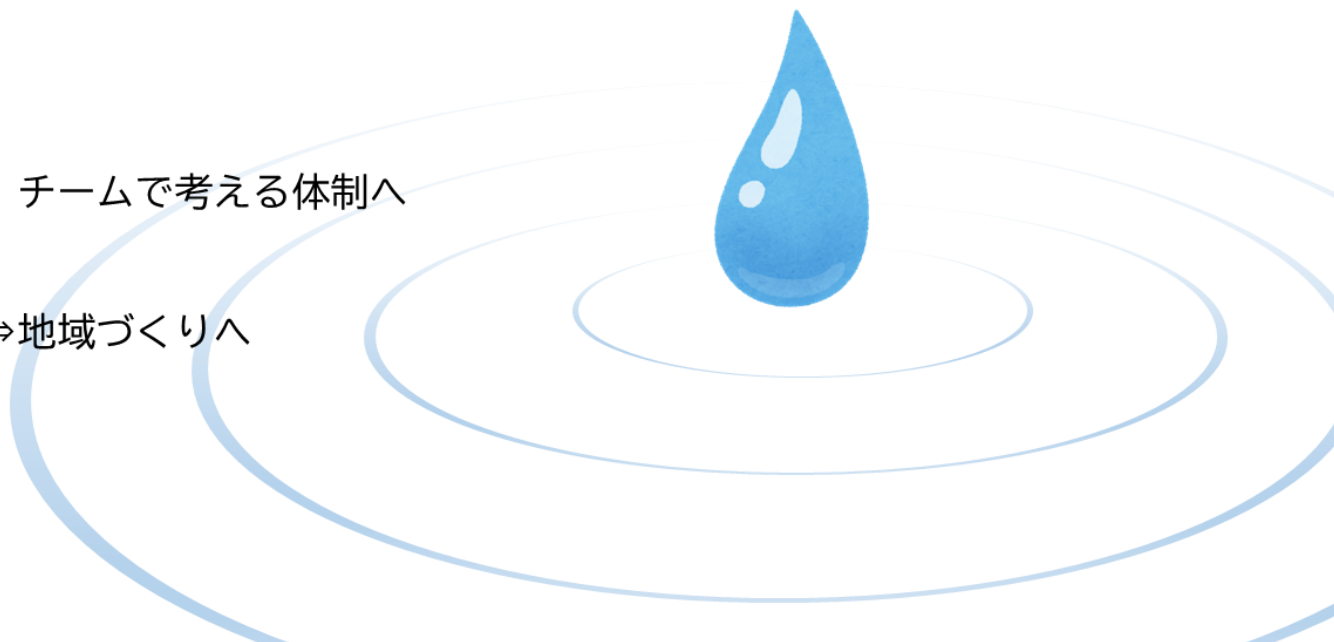
①市民後見人ならではのきめ細やかな活動を通じて

- ・週に1回の訪問
- ・被後見人の変化
- ・後見人の想いの変化（オリエンテーションでの体験談から）

②関係機関の理解促進⇒チームで一緒に考える体制へ

- ・後見人への連絡体制
- ・ケース会議への参加
- ・後見人を支える体制、チームで考える体制へ

③権利擁護の意識の変化⇒地域づくりへ





○各市町村における成年後見制度相談窓口一覧を公開（4・10月の定期更新と随時更新）し、併せて親族後見人の相談会等の情報を掲載している。

Foreign Language

閲覧補助機能

大阪府
Osaka Prefectural Government

防災・緊急情報

分類から探す

目的から探す

組織から探す

キーワードから探す

トップページ > 健康・福祉 > 福祉一般・生活保護 > 地域福祉 > 利用者本位の福祉サービス > 成年後見制度 > 成年後見制度についての市町村相談窓口一覧

印刷 更新日：2025年1月16日 ページID：5727

成年後見制度についての市町村相談窓口一覧

相談窓口一覧（令和7年1月15日現在）

府内市町村における成年後見制度相談窓口一覧です。

※まずは、成年後見制度を利用される方がお住まいの市町村窓口にお問い合わせください。
なお、実際の手続きは、管轄する家庭裁判所で行うことになります。

※「中核機関」の列に★マークがついている市町村は、中核機関整備市町村です。
中核機関とは・・・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関
大阪府内中核機関一覧はこちら（外部サイトヘリンク）。（大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室）

※市町村相談窓口一覧のダウンロードはこちら（エクセル：28KB）から。

中核機関	番号	市町村名 (建制順)	窓口の名称	
★	1	大阪市	大阪市成年後見支援センター	大阪市西成区出城二 大阪市社会福祉研修

親族後見人の相談会等

定期的に実施している、親族後見人を対象とした相談会等です。
※その他の市町村でも相談支援を行っていますので、各市町村窓口へお問い合わせください。

番号	市町村名	実施内容
1	大阪市	親族後見人等を対象に、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）が、後見活動に関するご相談を無料でお受けしています。 予約制ですので、大阪市成年後見支援センターまでお申し込みください。
4	豊中市	弁護士による「親族後見人無料相談」を月1回実施（40分、要事前予約）
13	八尾市	専門職による成年後見制度に関する個別相談会を月1回実施(45分、要事前予約)
20	和泉市	毎月1回専門職による相談会あり（無料・予約制）。お気軽にご連絡ください。
28	東大阪市	親族後見人等を対象としたコミュニティがあります。今後、座談会や研修会を予定しております。 詳細はお問い合わせください。



参考4 府内市町村への調査結果（市町村長申立における親族調査等の実施状況）

○府内11市町村において、戸籍調査を、大阪府行政書士会へ委託して実施している。

質問：貴市町村では、親族調査を外部委託していますか。

（高齢/障がい いずれかの部局のみ外部委託している場合でも、「委託している」を選択してください）

①外部委託している	11
-----------	----

戸籍調査	11
意向調査	0
利用意見調査	0
その他	0

大阪府行政書士会への委託

②外部委託していないが、外部委託することを検討している	0
③外部委託していない	32



〇おおさか希望大使（認知症当事者）のお話から、市町村や中核機関の職員として、ご本人を中心とした
施策検討の必要性を再認識することができた。

※参考 大阪府ホームページ 認知症本人大使「おおさか希望大使」とは
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090090/kiboutaishi.html>



出席者アンケート「当事者の想いを聴いて感じたことや、自市町村での事業の参考となった点などがあれば」より

〇病気や障がいでその人を判断せず、個人の想いがあることを忘れないように気を付けたい。特有の症状へ配慮するあまり、対応が凝り固まっていることがあるのではと振り返りになった。当事者の声を正しく聴いて施策を行っていきたい。

〇人とのつながりが大事で、たくさんのつながりをもつことが安定につながるといった言葉が印象的だった。

〇支援者の方の「理解してくれる人が一人でも増えれば増えるほど安心できる」という言葉からも、病気や障がいの正しい理解・周知の必要性を再認識した。今後の研修企画等につなげていきたい。

〇当事者の方から直接聴く言葉は（良い意味で）重く心に残るため、市の事業でも当事者からの発信をしていきたい。

など



参考6 府内市町村への調査結果（市民後見人養成支援事業を実施しない理由）

○「ニーズがない、必要性を感じていない」「事業が市民後見人に関する情報不足」が多いことから、未実施の市町村に対して、適切な情報提供を行う必要があることがうかがえる。

事業を実施していない19市町村が、市民後見人養成・支援事業を実施しない理由

①事業を行う予定がある	2
②事業を行う予定はない	17

「事業を行う予定はない」と回答した理由（※自由回答を集計）

ニーズがない、必要性を感じていない	6
事業や市民後見人に関する情報不足	4
検討に至っていない	2
中核機関整備後に、必要性を検討	2
財源不足	2
職員不足、マンパワー不足	1



○大阪府の市民後見人について、紹介動画や活動記録を掲載するとともに、各市町村の取組状況を掲載している。



トップページ > 健康・福祉 > 福祉一般・生活保護 > 地域福祉 > 利用可能な福祉サービス > 成年後見制度 > 大阪府内の市民後見人について

印刷 更新日：2024年11月5日 ページID：5731

大阪府内の市民後見人について

市民後見人 ～人を支えるのに肩書はいらない～

市民後見人とは

市民後見人とは…弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人です。

市民後見人になるためには…市町村が実施する養成講座に参加し、知識や技術、姿勢などを習得していただく必要があります。

大阪府では、府内24市町村が市民後見人の養成・支援事業を実施しています。

ここでは、市民後見人の活動や各市町村の取組状況をご紹介します！

詳しくは[権利擁護推進室！大阪府社会福祉協議会（外部サイトへリンク）](#)（大阪府社会福祉協議会のページに飛びます。）

紹介動画



※出典:大阪府社会福祉協議会 権利擁護推進室 市民後見人のひろば
(外部サイトへリンク)



※出典:厚生労働省 成年後見はわかり (外部サイトへリンク)

各市町村の取組状況

■北摂エリア

池田市・豊中市・高槻市
茨木市

■河内エリア

枚方市・門真市・東大阪市
八尾市・富田林市・河内長野市
羽曳野市・大阪狭山市

■大阪市

■堺市

■泉州エリア

岸和田市・貝塚市・泉佐野市
和泉市・泉南市・阪南市
忠岡町・熊取町・田尻町
岬町



各市町村の取組状況

エリア	市町村	リンク	リンク掲載元団体名
	大阪府	市民後見人のひろば（外部サイトへリンク）	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 権利擁護推進室
	大阪市	市民後見人とは（外部サイトへリンク）	大阪府役所
	堺市	市民後見人になりませんか？（外部サイトへリンク）	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター



参考 8 府内市町村への調査（市民後見人の活躍支援策）

○現在、国のモデル事業や日常生活自立支援事業での活躍支援策が実施されている他、
今後は、市民後見人との同行訪問や認知症サポーターとしての活動が検討されている。

質問：市民後見人としての受任以外で、市民後見人の活躍支援策を実施・検討していますか。
（実施・検討している場合はその内容と課題について、実施・検討していない場合はその理由を教えてください）

①活躍支援策を実施している	4
---------------	---

- （活躍支援策）
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業において、市民後見人のバンク登録者及び0Bの方に対象者のおもいのみまもり（定期訪問による意思決定支援等）を行っていただいている
 - ・ 日常生活自立支援事業における生活支援員への採用（バンク登録者向けに募集情報を発信）
 - ・ 研修等の案内
- （課題）
- ・ 国のモデル事業として行っていた事業を、今後、市としてどのように展開していくか
 - ・ 人員配置等の関係から、多人数の採用にまでは至っていない
 - ・ 市民後見人のフォロー体制が整わない

②活躍支援策を検討している	5
---------------	---

- （検討中の
活躍支援策）
- ・ バンク登録者による市民後見人との同行訪問
 - ・ 認知症サポーターとしての活動
 - ・ 社会福祉協議会等と一緒に地域の活動を行う
- （課題）
- ・ 本人、市民後見人及び施設の同意、ボランティア保険の加入等
 - ・ 受任後に活動の余力があるか不安
 - ・ 調整が必要



○受任に向けた体制整備を優先するため活躍支援策の検討を行っていない市町村もあるが、
バンク登録者の就業状況による活動可能性への懸念等から、検討が必要とは思っていない市町村もある。

質問：市民後見人としての受任以外で、市民後見人の活躍支援策を実施・検討していますか。
（実施・検討している場合はその内容と課題について、実施・検討していない場合はその理由を教えてください）

③活躍支援策を実施・検討していない	15
-------------------	----

（理由）

受任に向けた体制整備を優先

- ・市民後見人相当案件かをチェックする体制整備やリレーなど、受任者調整を検討しているため
- ・受任に向けての市民後見人向けフォローアップ研修等への充実を図るため
- ・まずは、受任ケースを作ることを優先しているため

必要だが検討できていない

- ・活躍支援策の実施は必要だと認識しているが、検討にまで至っていない

必要と感じていない

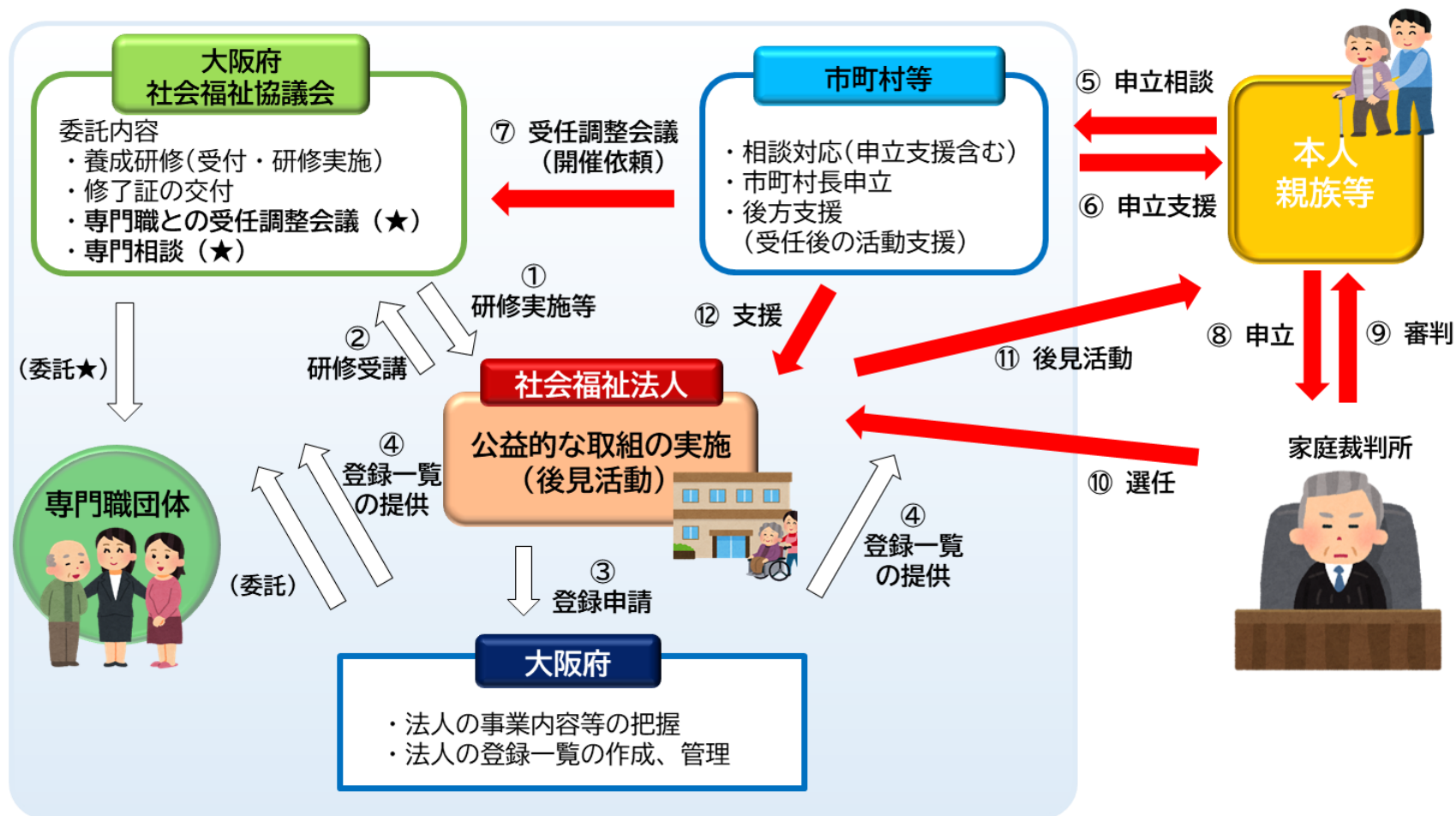
- ・バンク登録者のほとんどが就業されており、受任を引き受けていただける状況にないため
- ・バンク登録者自身も、他に業務を持っている場合も多いため
- ・研修受講者、バンク登録者の伸び悩み



○令和3年度から事業開始、以下のスキームで事業を行っている。

○後見活動に要する全ての経費を社会福祉法人が負担（報酬付与の申立てをせず、交通費等の経費も法人負担）

事業スキームのイメージ





○令和3年度の事業開始から133名の方が養成研修を受講、10法人がバンク登録をされている。
しかしながら、受任は1件に留まっている。

専門職員養成研修実績

R3～R6年度 養成研修修了者数 133人（83法人）

大阪府法人後見人バンク登録者一覧（R7.2月末現在）

登録番号	法人名称	本部所在地	受任可能件数	後見活動実施地域
府法後001号	社会福祉法人聖徳会	松原市阿保3丁目14番22号	9	大阪府内全域
府法後002号	社会福祉法人八尾隣保館	八尾市南本町3丁目4番5号	3	八尾市
府法後003号	社会福祉法人暁光会	箕面市白島3丁目16番1号	3	箕面市
府法後004号	社会福祉法人みなと寮	河内長野市河合寺423番1	2	大阪市港区、吹田市、河内長野市
府法後005号	社会福祉法人こばと会	吹田市山田西1丁目26番27号	2	吹田市（勤務施設から半径1.5kmから2km圏内）
府法後006号	社会福祉法人みつる会	泉大津市寿町8-40	1	泉大津市
府法後007号	社会福祉法人大阪福祉事業財団	大阪市城東区古市1丁目7番8号	2	茨木市・高槻市（勤務施設から30分以内）
府法後008号	社会福祉法人春栄会	大阪市鶴見区今津南3丁目5番5号	1	大阪市鶴見区
府法後009号	社会福祉法人リベルタ	大阪市旭区生江3丁目27番6号	1	大阪市旭区
府法後010号	社会福祉法人聖ヨハネ学園	高槻市宮之川原2丁目9番1号	2	高槻市（勤務施設から30分以内）